



屋外広告物についても建築物、工作物と同じ色彩基準としている。

③岸和田市景観条例（平成 22 年 6 月）抜粋

（定義）第 2 条 用語の意義

（2）建築物等 建築物、建築物以外の工作物で規則に定めるもの並びに屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。

（市長の責務）第 3 条

市長は、この条例の目的を達成するため、法第 4 条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、良好な景観形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

（事業者の責務）第 5 条

事業者は、その事業活動の実施に当たっては、自らも景観形成の主体であることを認識し、専門的知識を活用し、良好な景観形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。

④大阪府屋外広告物条例抜粋

（目的）

法の施行及び屋外広告物等の規制に関し必要なその他の事項を定めることにより、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（府等の責務）

第二条の二 府は、第一条の目的を達成するため必要な啓発その他屋外広告物及び広告物を掲出する物件に係る良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止に関する施策を実施する責務を有する。

2 事業者及び府民は、府が実施する前項に規定する施策に協力する責務を有する。

（表示方法の制限等）

第五条 次に掲げる広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法については、規則で定めるところによらなければならない。

- 一 電柱を利用するもの
- 二 停留所標識を利用するもの
- 三 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で知事が指定するものうちにあるもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が指定するもの

2 前項各号に掲げるもの以外の広告物又は掲出物件で、その形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観又は風致を害するおそれのあるものは、表示し、又は設置してはならない。

サイズ、高さの規定はあるが、色彩についての規定はない。
電柱を使用する広告物等にのみ色彩の記載がある